



愛媛県報

発行 愛媛県

令和7年9月16日火曜日 第645号

◇ 目 次 ◇ 告 示

- 都市計画事業の施行……………（都市整備課）… 669
- 建設業者の許可の取消し……………（南予地方局管理課）… 669

公 告

- 砂利採取業務主任者試験の実施……………（土木管理課）… 669

選挙管理委員会告示

- 直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数……………（選挙管理委員会）… 669

告 示

○愛媛県告示第842号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定による都市計画事業の施行について、次のとおり公告する。

令和7年9月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 都市計画事業の種類及び名称
新居浜都市計画道路事業
3・5・22号 西原松神子線

- 施行者の名称
愛媛県
- 事務所の所在地
松山市一番町四丁目4番地2
- 事業地の所在
(1) 収用の部分
愛媛県新居浜市高津町、桜木町、宇高町一丁目及び宇高町二丁目地内
(2) 使用の部分
なし

○愛媛県告示第843号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和7年9月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-3)第9324号	令和3年12月4日	横平農園(有)	井上 武彦	八幡浜市布喜川甲895-2	令和7年8月1日	土木事業 造園事業	建設業の廃止 (全部)
(般-2)第11021号	令和2年10月26日	(有)大和開発	上甲 元子	大洲市菅田町大竹甲1566-1	令和7年8月20日	水道施設工事業	建設業の廃止 (一部)

公 告

○公 告

砂利採取業務主任者試験の実施について

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定に基づき、令和7年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和7年9月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 試験の場所
松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県庁会議室（第一別館3階 第3・第5会議室）
- 試験の日時
令和7年11月14日（金）午前10時
- 受験願書の提出期間

令和7年9月29日（月）から10月10日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

- 受験願書の請求先及び提出先
愛媛県土木部土木管理局土木管理課又は住所地を管轄する地方局建設部若しくは土木事務所

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第93号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和7年9月16日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 三好賢治

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,094,724
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 21,895
- (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 236,841

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数 (松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)
伊予郡	42,314	14,105
南宇和郡	16,468	5,490
松山市・上浮穴郡	424,345	137,391
今治市・越智郡	128,995	42,999
宇和島市・北宇和郡	68,700	22,900
八幡浜市・西宇和郡	32,682	10,894
新居浜市	94,278	31,426
西条市	86,291	28,764
大洲市・喜多郡	45,819	15,273
伊予市	29,722	9,908
四国中央市	68,493	22,831
西予市	28,955	9,652
東温市	27,662	9,221